

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から同年5月1日まで
社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答だった。

私は、昭和31年1月に婚姻した後もA社に同年4月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年1月に社内結婚したことにより、A社から、同社のグループ会社のB社に転籍してほしいと言われ、同年5月1日付けで同社に転籍したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、同年1月1日付けでA社における被保険者資格を喪失し、同年5月1日付けでB社における被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、複数の元同僚に照会した結果、「申立人は、婚姻後も正規の従業員としてA社で継続して勤務していた。また、当社には正規の従業員しかおらず、従業員はすべて厚生年金保険に加入していた。」とそれぞれ証言していることから、申立人は、申立期間において勤務形態等に変更は無く、A社において継続して勤務し（昭和31年5月1日に同社からグループ会社であるB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 30 年 12 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、当該事業所の元取締役等に照会したところ、「事業所は既に清算している上、精算後の帳簿書類等を保管する管理会社も、年数の経過により関連資料を提供することができない。」と証言しており不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年10月から6年9月までは11万8,000円及び6年10月から7年6月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年7月1日まで

私は、A社において講師として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成7年7月1日、申立期間に係る標準報酬月額は、9万2,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成5年10月から6年9月までは11万8,000円及び6年10月から7年6月までは9万8,000円とされていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成7年7月1日（同日付けで申立人も被保険者資格を喪失。））の後の同年7月7日付けで、遡及して9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「事業所が全喪する前に社会保険事務所の職員らしき人が来て、社長と話をしていた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年10月から6年9月までは11万8,000円及び6年10月から7年6月までは9万8,000円に訂正することが必要と認められる。

大分厚生年金 事案 342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成14年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月21日から同年8月1日まで

私は、平成14年6月21日にA社に入社し、15年1月末まで勤務したが、社会保険庁の記録では、14年8月からの記録しか無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する平成14年7月分の給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が、A社に同年6月21日から継続して勤務し、申立期間のうち、同年7月1日から同年8月1日までの期間(7月分)に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書から、事業主は、申立人に係る資格取得日を平成14年8月1日付けとして届出を行っていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年7月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行してい

ないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成14年6月21日から同年6月30日までの期間については、A社が保管する賃金台帳において、同年6月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、申立人は、当該期間の給与明細書を所持していないこと、及び社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所は同年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで
② 昭和 59 年 8 月 10 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 49 年から 57 年まで A 社に長距離トラックの運転手として、また、59 年 8 月から 62 年 7 月まで B 社に勤務していたのに、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているのは納得できない。

申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、給与月額は社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を上回る金額であったと主張しているものの、申立人は、保険料額についての記憶は無く、当該期間に係る保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していないため、標準報酬月額算定の基になった報酬月額を確認することができない。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、社会保険事務所が保管する A 社及び B 社における申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録と社会保険庁のオンライン記録は一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人と同職種の元同僚に照会した結果、「給与月額は、固定給と歩合給を併せて 25 万円程度であったが、私の標準報酬月額の記録も低いので、固定給から保険料を控除されていたと思う。」「給与月額は、30 万円以上で、多い時は 50 万円以上支給されていたが、固定給は 10 万円程度であった。私も、実際に支給された給与月額と標準報酬月額の記録は一致していない。」「給与月額は、固定給と運行手当を併せて 30 万円から

40万円であったが、固定給は10万円程度であった。」旨証言しているところ、社会保険庁の記録では、当該元同僚の証言内容にほぼ見合う標準報酬月額であることが確認できる上、社会保険庁の記録上、申立人の標準報酬月額は、同職種の元従業員の記録と比較しても特に不自然な状況は見受けられない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間①の期間中において、申立人は傷病手当金を受給しているところ、当該傷病手当金支給額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づき支給されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から29年3月31日まで

私は、A社からB社に転勤し、かき養殖場で働いたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社で勤務していたと主張しているものの、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所への照会結果から、申立人が、申立期間当時、勤務していたとする当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認することができず、類似する名称の事業所も認められない上、申立人及び申立人が記憶する元同僚についても当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、申立人は、申立期間において、A社に在籍しながら、B社で勤務していたとも述べているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和28年2月1日付けで当該組合における被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同組合において申立期間当時勤務していた元従業員から聴取しても申立人に係る記憶は無く、申立期間における申立人の勤務状況等に係る証言を得ることができない

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 3 月に父の転勤に伴い A 社を辞めて帰省し、同年 5 月から B 社の職員として C 社で勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が 9 か月しか確認できないことはあり得ない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び元同僚の証言並びに元同僚が所持する当時の写真から、申立人が、B 社において昭和 34 年 5 月 1 日から継続して勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、当時の社会保険事務担当者に照会した結果、「申立期間当時、B 社における地方勤務の女性従業員は臨時職員であり、臨時職員は基本的に社会保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、複数の元同僚に照会した結果、「申立人とは B 社で一緒に勤務していたが、私が同社に入社した当初は日給の臨時職員であり、厚生年金保険には加入していなかった。」「C 社では申立人を含めた二人が B 社の職員であり、その二人だけ給与日が違っていた。」と、それぞれ証言している上、B 社に昭和 34 年 4 月に入社したとする元従業員二人は、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同様に 35 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の事業主は、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 1 日から 48 年 8 月まで A 社に勤務しており、この間厚生年金保険料を給与から控除されているが、社会保険庁の記録では 48 年 8 月が被保険者期間となっていない。

私は、昭和 48 年 8 月まで勤務し、同月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることは、給与明細書からも明らかであるので、同年 8 月も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社の給与明細書から、申立人は、同社に入社した昭和 46 年 3 月から 48 年 8 月に退職するまでの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び A 社が保管する「人事月報」から、申立人の離職日（退職日）は昭和 48 年 8 月 20 日であることが確認できる。

また、申立人は、A 社 B 営業所には、昭和 48 年 8 月末日までは勤務しなかったと述べており、社会保険事務所の記録から、申立人の同社同営業所における被保険者資格喪失日は、同年 8 月 21 日、健康保険証の返納日は同年 8 月 31 日であることが確認できる。

上記の離職日（退職日）を前提とすると、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 48 年 8 月 21 日であり、申立人の主張する同年 8 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、厚生年金保険法第 81 条第 2 項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。このことを踏まえ判断すると、被保険者資格を喪失した月である昭和 48 年 8 月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 8 月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 17 日から 41 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る供述及びA社が保管する決算書の給与等の明細の控えから、申立人が、申立期間①のうち、昭和 36 年 5 月から同年 6 月 15 日までの期間において、また、同社が保管する申立人に係る労働者名簿の控えから、申立人が、申立期間②のうち、40 年 3 月 10 日から 41 年 1 月 31 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する事業所記号等索引簿から、A社は、昭和 42 年 2 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に照会した結果、当該事業所は、「当時の担当者は既に死亡しており、貸金台帳も無いことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等は不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 2 月 17 日に、当時在籍していたと思われる従業員すべてについて被保険者資格取得届を提出していることから、それ以前は厚生年金保険料を給与から控除していないと思われる。」と回答しているところ、同社において昭和 42 年 2 月 17 日付で被保険者資格を取得している複数の元従業員がいることが確認できる。なお、これらの元従業員らについては、居所等が不明であり、申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで
私は、申立期間について、A社で映画館の入場券販売係として勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び元事業主の妻の証言から、申立人が、申立期間当時、A社で勤務していたことは推認することはできるが、申立人は、同社では申立期間のうち、2年程度勤務していたと述べており、勤務期間がいつからいつまでであったかを確定することはできない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、関連資料も無いことから、申立期間における勤務状況等については不明である。

さらに、元同僚に照会した結果、同人は、「申立人がA社で勤務していたとの記憶はあるが、正規の従業員ではなかったように思う。」と証言しているところ、元事業主の妻は、「申立人が当社で勤務していたとの記憶はあるものの、勤務期間などは分からない。また、夫は、申立期間当時、若い女性従業員や定着率が悪い若い映写技師などの従業員は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。私も昭和 30 年ごろから当社で勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは 41 年 6 月である。」と証言しており、事業主は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が記憶する元同僚の氏名は確認することができない上、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。